

議 事 録

会議名	令和7年度第1回寒川町自殺対策計画推進協議会		
開催日時	令和7年7月15日(火) 午後2時00分～午後3時20分		
開催場所	本庁舎3階 議会第1、2会議室		
出席者名、 欠席者名及び 傍聴者数	出席者：桑原委員、伊吹委員、佐藤委員、森井委員、小林委員、町田委員、 野口委員、守村委員、沼澤委員、稲葉委員 欠席者：本間委員、小西委員、三留委員 事務局：木村町長、菊地町民部長、瀬戸町民窓口課長、三留町民窓口課副 主幹 傍聴者：なし		
議題	(1) 令和6年度 寒川町自殺対策事業実施状況等について (2) 令和7年度 寒川町自殺対策計画について (3) その他		
決定事項	・議事録承認委員は、輪番制 今回は、桑原委員及び伊吹委員が務めることを確認		
公開又は 非公開の別	公開	非公開の場合 その理由（一部非公開の場合を含む）	
議事の経過	1 開会 瀬戸町民窓口課長 2 委嘱状交付 木村町長 3 あいさつ 木村町長 4 自己紹介 5 会長・副会長の選出 稲葉委員を会長に、森井委員を副会長に選出。 6 議事録承認委員の指名 承認委員は輪番制。今回の承認委員は、桑原委員及び伊吹委員が務め		

	ることに決定する。 7 議題 (1) 令和6年度寒川町自殺対策事業実施状況等について、事務局より説明。 【稲葉会長】 ありがとうございます。 説明が終わりました。御質問、御意見等をいただきたいと思います。いかがでございましょうか。 【小林委員】 感想でもよろしいですか。 【稲葉会長】 どうぞ。 【小林委員】 旭が丘中学校、小林でございます。 基本施策の4-②-2、教育相談ですけれど、巡回相談員、それから訪問相談指導員等々の活動について御説明いただきましたが、本校に限らず、多くの学校が、その相談員の方々に家庭訪問等していただいております。なかなか学校につながらないお子さんたちについて定期的に訪問していただき、中にはなかなか会わせてもらえない、もしくは行っても居留守を使われてしまうようなこともあります。非常に細く、そして、でも長くといいますか、つながるような形で動いていただいている大変助かっていますし、ありがたいなと思っています。この場をお借りして、なお一層の充実を図っていただければ学校現場としてはありがたいと思っていますところです。 以上です。 【稲葉会長】 ありがとうございます。3,166件ということで、なかなか件数だなと思いました。そのほかいかがでしょうか。桑原先生、お願いします。 【桑原委員】 私からも意見というよりは、感想です。 町の自殺対策計画に基づいて実施事業が整理されており、個々の事業評価もしっかりとなされていて非常に良いまとめになっていると感じました。内容的にも、各部局がそれぞれの立場で自殺対策に取り組まれており、相談員事業をはじめ、さまざまな事業の実績も上がっていて大変嬉しく思います。 また、感想としてもう一点、8ページに記載されている「自治会の活動支援」についてですが、「自殺対策事業とは関係がない」と記されていますが、スマホ体験教室の実施は、むしろ深い関連性があるのではないかと感じてい
--	---

ます。私自身も、スマートフォンの急速な普及に伴い、使いこなせず情報にアクセスできないことで、社会から取り残されたように感じたことがあります。一方で、使い慣れている若い世代は、情報過多の中でいわゆる「ぐるぐる思考」に陥って心が疲れて「うつ」になり、そのことが自殺の要因となるおそれがあることも指摘されています。このような観点からも、スマホ体験教室は単なる技術習得の場ではなく、情報との健全な向き合い方を学ぶ機会として、自殺対策にも資する非常に意義のある取り組みだと思います。

以上です。

【稲葉会長】 ありがとうございます。

私ども社会福祉協議会でも高齢者の方の御支援を、年末から6か月間、電気・ガスが止まった中で生活していた方を、6月に電気代等の費用を全部払いまして電気・ガスを復旧させたということがございます。その方も御主人と息子さんは自死されている方なのですが、今、スマホがないとコールセンターにつながらないですね。公共料金のところをかけましても、2時間、3時間じゃつながらない状況です。もう本当にネットで手続きをするというような状況になってきていますので、やはり高齢者のスマホ教室、とても大事なところだなというふうに感じております。ありがとうございます。

そのほかいかがですか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、次に進ませていただきます。

続きまして、議題の(2)「令和7年度寒川町自殺対策事業計画について」、事務局より御説明をお願いします。

議題(2) 令和7年度寒川町自殺対策事業計画について、事務局より説明。

【稲葉会長】 ありがとうございます。

令和7年度の事業計画につきましての説明が終わりました。御質問、御意見を頂戴したいと思います。

町田委員、お願いします。

【町田委員】 基本施策6、女性の自殺対策について、「女性の」とあえて女性に特化したというのを肝にされていると思いますが、支援センターで業務をやっていると、今って御家族の中でも、特に産後鬱は本当に身近な相談として大変よくあるのですが、産後鬱になっている奥様の御主人も鬱である、要は引っ張られてしまっていることというのがすごくあり、あとはもともと鬱であったという可能性。そのお子様に対して、お子様もやはり何がしかの発達にあるのではないかということ。

女性というよりは家族として、家族支援として捉えていくという方向性は

とても大切なのかなという印象を今、現場にいて強く受けるのですね。本当に家族をどう支援していくのかと、すごくこれって難しいなとつくづく感じるのですが、そこをどうサポートしていくのかって、結局、行政のほうはもう、子育ては子育て支援課、何々は何々課というふうにどうしてもなっているのですが、家族として見たときに、そこをどういうふうにサポートしていけるのかという、そこを考えていくというのが大変必要性があるのかなと感じております。

以上です。

【稲葉会長】 ありがとうございます。

その辺り、事務局、いかがでございますか。お願いします。

【事務局】 今回、第2次計画で女性の自殺対策を入れたのが、コロナ禍で女性の自殺が全国的に増えたということで、寒川町としても女性の対策を入れたところでございますが、確かに御家族支援として捉えていくというのは非常に大事なことだと思いますので、このような子育ての支援の相談事業においても、訪問で女性の相談を受けているのですが、その中でやはり家族のお話とかも出てきたりすると思いますので、それを聞き取ってどういう支援ができるかというのを考えていければなと考えております。

以上です。

【町田委員】 ありがとうございます。

【稲葉会長】 よろしいですか。福祉の部門で今、重層的支援体制整備事業ということで、重層的な関わりというのが大変重要になってきているというふうに思います。寒川町はその取組をまだ行っていない状況ですので、やはり自殺対策に関しましても、そういったところでの重層的な取組というのはとても大変な部分ではないかなというふうに感じております。

すみません、桑原先生、お願いします。

【桑原委員】 今、町田委員からご指摘のあった点は、非常に重要な視点だと思います。対象者別に見ると、母親や女性としての問題の他、子ども、ご主人、介護高齢者の問題などとなりますが、家庭という生活の場では、これらの問題が重なっていることが少なくありません。例えば、女性相談の中で、実はご主人がうつ状態にある、というようなお話が出ることもあります。そのようなときももとの女性問題への対応だけに的をしぼってしまうと、うまくいかないことが多いです。ただ、付随して出てきた問題への支援を行なうにしても、具体的なつなぎ先に迷うことも起こりえます。

このような場合、他の部局にかかわる問題については、他部局での支援事業につなげていく、例えば「その問題に対しては、こういった支援がありますが、利用されていますか？」などといった形で、当面の女性の課題に対応しつつ他部局と連携した対応ができれば、ひとりの担当者がさまざまな家庭問題の全てを抱え込まずに済みますし、連携によってより効果的な支援が可能になるのではないかと思います。会長がおっしゃっていた「重層的な支援」が負担なくできるようになるのではないのでしょうか。

今回、ご指摘いただいた視点を踏まえ、計画の中に盛り込まれている多様な支援メニューを、担当者間で連絡を取りながら、重層的に活用・推進していけると、本当に有意義な支援ができると感じました。

【稲葉会長】 ありがとうございます。

私も社会福祉協議会にいますが、スクールソーシャルワーカーの方から、個別のちょっとした支援をボランティアの方にお手伝いいただけないかというようなことで御相談もあつたりしますので、やはりそういった関係機関が連携し合って支援していくというのがとても大事なのかな、自殺対策に関しても大切なところかなというふうに感じております。ありがとうございます。

そのほかいかがでございましょうか。

お願いします。

【守村委員】 先ほど町田委員が御提案されて、女性の自殺が今回、計画に入ったというその背景として、コロナ禍前までは働き盛りの男性の自殺がとても多くて、やはり社会でのストレスとか仕事のストレスとか、そういうものが非常に大きかったのだと思うのですが、コロナ禍になって、ステイホームだったり在宅ワークになったりということで、そういう職場での男性の働き盛りの方のストレスというのが減ったのではないかと。

その代わりとして、ふだん外に出かけている働き盛りの男性が家にいることによって、女性がいろいろな問題に、男性がいることによって向き合う時間が非常に大きくて、このコロナ禍の3年間はすごく離婚也多かったというふうに聞いております。コロナ禍で働き盛りの男性の自殺者が減ったのにもかかわらず、女性だけは減っていなかったというようなことで、国の大綱で女性の自殺対策というのがてこ入れで入ったと聞いています。

以上です。

【稲葉会長】 ありがとうございます。

野口委員、近年の就労の状況というのでしょうか、そういった雇用状況を教えていただけたらと思います。

【野口委員】 私のほうから、労働問題に関連して2点申し上げたいと思います。

まず、1点目は、仕事を原因とする精神障害の労災認定についてです。職場におけるハラスメントや長時間労働など、仕事が原因で精神障害を発症して自殺または自殺未遂した方で、労働基準監督署に労災認定された件数が、大体毎年、全国で80件前後、神奈川県では5件前後で推移しています。

また、仕事が原因で精神障害を発症した方で労災認定された件数は、令和5年度の件数ですけれども、全国で883件、神奈川県では50件でした。

このうち、医療・福祉関係に勤務される方の占める割合が最も高く、全国では、先ほど申し上げた883件労災認定された件数のうちの25%、約219件ですね。神奈川県でも、先ほど令和5年度で50件認定されたと申し上げましたが、その20%を占めておりまして、この傾向は毎年続いている状況です。

それで、藤沢労働基準監督署が管轄するこの湘南地域、藤沢市、鎌倉市、茅ヶ崎市、寒川町に所在する医療・福祉業の事業所の数ですけれども、約3,000ありまして、勤務する労働者の数は約4万5,000人いらっしゃいます。どちらも業種別では3番目に多い業種となっております。

この湘南地域は、介護施設ですとか、あと病院が多く立地しているというのが特徴でして、その中で医療・福祉業に勤務される労働者が多く働いていますし、医療・福祉関係の職場には女性の労働者の方も多く働いていらっしゃいます。さきに申し上げましたけれども、医療・福祉業で勤務している方で精神障害を発症して労災認定される方の割合も高いという結果もあります。

医療・介護の現場というのは慢性的に人手不足でありますし、職員に余裕がない中で、ハラスメントですとか労働の負荷が高くなりやすい環境にあるかと思います。このような医療・福祉業が多いという、この地域の業種の特性を考慮して自殺防止対策を進めていくことも検討したらいいのかなと思います。

もう一点ございまして、これは最低賃金の引上げになります。7月11日の金曜日、先週の金曜日ですが、今年10月以降の最低賃金の引上げに関する議論が厚生労働省の審議会で始まりました。現在の神奈川県の最低賃金は時間給で1,162円、全国平均では1,055円です。政府はこれを、2020年代という2029年ということですが、全国平均を1,500円に引き上げる目標を掲げています。これは今、選挙期間中ですので、耳にする機会も多いかと思います。

全国平均1,500円、時間給1,500円を実現するためには、これから2029年までの5回の最低賃金の改定で、毎年90円近く引き上げていく

必要があります。神奈川県 lowest賃金は、昨年10月に50円引き上げられました。それを考えると、今年はその1.8倍近く引き上げることとなって、そうすると、10月以降の神奈川県の最低賃金は1,250円近くになる可能性があります。

これだけ最低賃金、人件費が上がりますと、当然、商品価格への転嫁、あるいは建設工事などの労務費が引き上げられることになり、あらゆる物価が高くなっていく可能性があります。そうすると、このようなインフレとも言える状況に対応できない会社の倒産ですとか事業の閉鎖も出てきたり、あとは、物価が高くて物が買えないという生活困窮者が増加する可能性もありますので、まずは今年の8月から9月にかけて最低賃金がどのくらい引き上げられるのか、これを皆さん、関心を持って注視していただければと思います。私のほうからは以上です。

【稲葉会長】 労働側からの視点をいただきました。ありがとうございました。今のお聞きになって、皆様方、御意見等ございますでしょうか。先生。

【桑原委員】 近年、女性の就業者数が大幅に増加していますね。少子高齢化が進む中、今後さらに増えることが予測されるのは、高齢者、女性、そして外国人の就業者です。ただ、これらの人たちの就労環境は大変に厳しい状況にあります。特に今回のコロナ禍において、非正規雇用としての職を失うなどの大きな影響を受けたのは女性でした。このような状況を踏まえ、今、いただいた情報を注視しながら、今後の社会情勢の変化に伴う自殺者に適切に対応していく必要があると思います。相談内容にも大きな変化が生じる可能性も含め、より一層の注目が必要です。大変、貴重な情報の提供をいただき、ありがとうございます。

【稲葉会長】 ありがとうございます。
そのほかいかがですか。よろしいですか。
その他の御意見、ございますでしょうか。

【守村委員】 せっかく委員で警察の方がいらっしゃるの、自殺者が何人いらっしゃったというお話を自己紹介でお伺いしましたけど、何かこの寒川のデータ、プロフィールを見ると、同居されている御家族がいるおうちでの自殺者というのが相当数いらっしゃるのですが、何か遺書とかそういうのが残っていたりとかして、その御家族は、自殺をするというようなことを何となく薄々心配していたとか、何かそういうような情報などがあるのか、それとも、全く寝耳に水なのかとか。

【沼澤委員】 落ち込みがあったとか、そういうのは絶対に兆候であって、全く知らなくてぽっと発生することは絶対にないと思うのです。これを見ても、何らかのサインは出ていたと思います。限られた資料なので、すみません。

【守村委員】 そうですね。ありがとうございました。

【稲葉会長】 そのほかいかがでございますか。よろしいでしょうか。

議題の（２）についての御質疑につきましては、この辺りでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、議題の（２）「令和７年度寒川町自殺対策事業計画について」は終了させていただきます。

続きまして、議題の（３）「その他」に移ります。

自殺対策基本法の一部を改正する法律の概要についてということで、事務局より御説明をお願いいたします。

議題（３） その他 自殺対策基本法の一部を改正する法律の概要について、事務局より説明。

【稲葉会長】 ありがとうございます。

議題の（３）「その他」の説明をいただきました。御質問、御意見等ございますでしょうか。

桑原先生、基本法の補足等ございましたら、お願いできればと思うんですが。

【桑原委員】 今回の３回目になる基本法改正は非常に大きな改正だと思います。２回目の改正では、地域の自殺対策は市町村を基盤に市町村計画を立ててとり組むということ、その場合「生きる支援」を目標にしようということが改正のポイントでしたが、今回は学校におけるより積極的な取組みが法的に定められました。もともと我が国の自殺対策は、自死遺族の子供たちが「自殺って言えなかった」ということをマスメディアを通じて語ったことが１つのきっかけになって、国ぐるみでの自殺対策が展開するようになったわけですが、学校での取り組みは、自殺を話題にすることは寝た子を起こすようなものだし、この課題にどのように取り組んだらよいのかが分からないということもあって、なかなか進まなかったわけですね。

ただ、私が問題だと思っているのは、学校での小中高生の自殺が中高年男性に比べて少ないから対策に取り組まなくてもいいのかといったら、そうじ

	やない。その子どもたちが大きくなって社会に出ていったときに、厳しい現実に対応できずに自殺で亡くなっていくわけで、実際、20代、30代の自殺者が増え、特に、20代が非常に増えてきています。その背景には、IT革新やグローバル化の進展、社会経済状況の激変により、生きる意味などの価値観や、健康に対する見方などが変わってきているということがあると思います。ですから、学校は「子どもの生きる力を育む」ということに、もう少しきちんとして取り組む必要があると思っています。そして、今回の法改正によって、学校主体の独自の協議会をつくり、より積極的にこの問題に取り組んで下さいという国方針が明記されたわけです。 新たな協議会の構成メンバー案を見ますと、既存の協議会のメンバーとはかなりダブっていますが、協議の対象を子どもに絞って協議することになると思います。その際、新たな課題となるのは、この二つの協議会の相互連携をどうしていくのかということです。 先ほど野口委員のほうからお話があった労働のほうは、地域で何か特別なことをしたわけじゃないのですが職域の自殺者は見事に減りましたが、これは職域のメンタルヘルスとして、セクハラ・パワハラの問題とか過労死の問題への対応、また、働き方改革などの取り組みなどがどんどん進められてきた。もちろん次第に景気が回復してきたということがあると思いますけれども、そういう職場での取り組みや社会情勢の変化の中で見事に減ってきたわけです。しかし、そうした動きは、地域になかなか見えにくかったと思います。地域と家庭、学校、職場での取組が、それぞれ独立した取り組みになっていて、相互の情報共有が難しかったということがあります。今回の法改正は、今まで取組みが遅れていた学校関連領域での体制を整えるためですが、これからは、先般、発足したこども家庭庁や、働く女性、女性の困窮者に対する支援法なども含め、子どもの自殺対策にかかる対応により積極的に進めようということで、来年4月からは、学校での新たな自殺対策の取組みが開始されるわけです。今日の会議には教育委員会代表としての校長先生がお見えですけれども、今後は、学校での新たな取組状況についても、この会議の中で情報提供いただいたりしながら、地域としてできるところを実践していくということになります。そうした新たな取組みの根拠法として、今回の法改正は非常に大きな改正だったと思っています。 あわせて、先ほど、巡回相談についてご報告がありましたが。既に、学校に来れない子どもにも目配りしていただいているということで非常にありがたいことです。これからは、学校の中だけではなくひきこもりの子どもも含め。その人たちの就労の問題なども視野にいった取り組みなど、地域に開かれた学校として地域との連携のあり方を考えていくことが必要になってくると思います。ということで、今回の改正法をもとに学校は地域の関連資源との相互連携を深めながら、生きる支援、生きる力を育む教育により積極
--	---

的に取り組んでいただけるとありがたいなと思います。

【稲葉会長】 ありがとうございます。

プロフィールもお示しいたきまして、その辺りで、伊吹先生、寒川の現場で診療に当たっているところでお気づきの点等ございますでしょうか。

【伊吹委員】 やはり最近、先ほどもお話ししましたとおり、高齢者の方の鬱であるとか、あとは認知症の初期、特に御自分の状況にちょっと絶望してしまっているとか、そういうケースがやっぱり以前より増えてきているのかなとは思うのですね。

あとは、我々医療機関、医師としては、病気として治療すれば確実によくなる方々もいらっしゃるのです。それ以外の複合的な問題で、いわゆる薬やそのほかの治療だけでは難しいケースもやはり多いのですが、そうではなくて、確実に診断をして治療をすればよくなるケースも多いので、そういう方々は絶対に取りこぼしがないようにということは考えて。あと、思春期のケースが町で出ていないというのは、それは寒川という町が、全国の中ではまだ健全に機能しているということではないかと思いますので、そこは非常に喜ばしいことだと思います。

【稲葉会長】 どうもありがとうございます。

皆様からその他ということで、全般通しましての御意見、御質問等ございますでしょうか。

桑原先生、お願いします。

【桑原委員】 今お話があった高齢者ですけども、自殺実態プロフィール資料で見ますと、1 ページのところで、1 位は男性の 20 から 39 歳の 4 名ですが、60 歳以上のところを見ますと、男性は 4 名、それから、4 番目、5 番目と合わせるとそれ以上になるということで町にとって高齢者の問題はやはり非常に重要です。

実は、国ぐるみの取組みで中高年男性の自殺者は減りましたが、もう一つ減っている年代があって、高齢者なのです。高齢者は見事に減ってきています。どうしてこんなに減ってきているのかということで考えますと、やはり介護保険法ですね。そして地域包括支援センターなどでの支援がかなり行き届いてきて、高齢者を地域で支える体制が整ってきた、デイサービスなど、家庭内での高齢者を孤立・孤独に放置しないで地域の仲間に入れていくなどの取組みが、自殺対策としてではないけれど、進んできているので、それが高齢者の自殺率の低下に大きく影響しているのではないかと思うのです。寒川町でも、高齢介護課などでシニアの活用など様々な支援事業を行ってい

ますけれども高齢者を孤独・孤立に放置しないということが大切です。高齢者の自殺は、単身者よりも同居者が多いのですが、家庭内で居場所がないと感じ、もう家族に迷惑かけないで死んじゃったほうがいいのかなと考えるといったことも起こり得るわけです。そういった意味では、今日では、子供からそれこそ高齢者まで、競争社会はから取り残され、自分の生きる意味を失って、孤独・孤立状態に落ち込む危険性が高くなっています。そして、一度落ち込むと、立ち直ることが難しい今日的な心理社会的現状のなかで、自殺へと追い込まれていってしまう。平成 10 年時点では、働き盛りの中高年男性の自殺の急増が社会問題化しましたが、コロナ禍以降は、今まで光が当たっていなかった子どもと女性が、自殺のハイリスク者だということで注目されるようになったわけです。ということで今日では自殺問題は全ての人の問題なのだという認識が広がりました。自殺対策という言葉からは、今起こりつつある自殺を止めることと考えられがちですが、そうではなくて、「生きる支援」「生きる力を育む支援」であって、長い目でみた自殺予防とでもいったことです。そのことを意識して取り組むことが大切だと思います。

もう一つ御紹介したいのは、令和 6 年度の厚生労働白書で、戦後初めて心の健康づくりが特集として取り上げられました。そして、ライフステージに沿って、あるいは個々の問題について、今、国がどういうふうな法律を整備して、この心の健康問題に取り組んでいるのかということが非常に網羅的によくまとまって示されています。

心の健康づくりに向けた取り組みは 2000 年の「健康日本 21」の中で始められ、自殺対策の目標も定められていましたが、自殺対策基本法に基づく自殺対策の開始に当たっては、健康部局と障害者対策部局のどちらを主管部局にするのが良いのかに関して多くの議論がありました。結果、障害者対策部局が主管する都道府県が多かったのですが、今日では健康部局が中心となるべきとの意見が強くなってきているように思います。というのも、今日では、心の健康問題は特定少数者に問題ではなく、全ての地域住民にかかる課題であるとの理解のもとで、この国家的課題に取り組む必要性が認識されるようになってきているからです。このことをふまえて学校や子ども、家庭などの関連機関は、当事者意識を持ちながら自殺対策の課題に取り組む必要があります。

この度、改正された法律や厚生労働白書を参考にしつつ、各種部局がその関連諸機関も含めて相互に協力しあいながら自殺対策の取り組みを進めることが大切です。そして、自殺対策をも含む心の健康づくりを目指す支援を、社会全体にとって今日的な重要課題として引き続き進めていく必要があると思います。

【稲葉会長】 ありがとうございます。

あと、沼澤委員が警察のお立場で、自死されてその後のお答えをいただく点と、先ほどお話ありました虐待ですとか認知症の御対応もきめ細かに警察の方、お答えをいただいているのですけども、その辺りのところで何かお気づきのことというのはございますか。

【沼澤委員】 今回の7名について見返してみると、年齢も様々ですし、精神科受診がある者、ない者、それもまちまちですし、御家族がいる者、いない者もそれぞれまちまち。強いて言えば、今のところ認知している中では圧倒的に男性が多いということで、女性の死亡は今のところ少ない傾向にありますが、年齢に関係なく、どんな原因でも発生し得る可能性っていろいろなところに要因があるので、やはり様々な対策を取っていかないといけないなと考えているところですが。

これは話とは全然脱線する話ですが、警察も犯罪抑止という大きい目標を掲げて、一件でも減らせるようにすごい努力をしているのですが、やはりなくならないですよね。なくならないです。捕まえてもいますし、いろいろな手段を講じて、特殊詐欺もそうですけど、対策を打ってもなくならないのですが、対策を打つことはすごく大事だと思っていて、特殊詐欺についても、電話をかけて気づくところが一番大きいところですけども、例えばおかしい、どうだろうと思って家族に電話したときに気がついてもらうとか、お金を下ろしに行ったときに職員さんが気づいてもらうとか、御老人だけではなくて、お母さん、大丈夫かと連絡してもらうための対策を取るとか、いろいろなアタックポイントってたくさんあると思うのですけど、それをたくさんやっていって知ってもらって、少しでも減らせるようにとやっているからこそ、増えても減ってもいますけど、とどまっている部分っていっぱいあるのですよね。この行政の方のいろんな対策を打っていくことというのは非常に大事だと思うのです。引き続き、より活動していただければ、一件でも減ればなというふうには思っています。取り留めのない話ですけど。

【稲葉会長】 いえ、どうもありがとうございます。

森井委員、今日ちょっと民生委員さん、お二人お休みですので、何か民生委員のお立場で御発言あれば、ぜひよろしくお願いします。

【森井委員】 皆さんのお話を聞いているだけですが、今、私が一番ここで年上かなと思いながら、もう後期高齢者の枠の中に入ってきているところですけど、寒川もあまりなかったものが、認知症の方がすごく増えてきているなというのがすごく実感していて、それから、私の担当のところでも認知症の方が何人かいらっしゃいます。家族で住んでいる方、それからお一人でも住んでおられる方っていろいろあるのですが、家族の方が、家族の同居さ

れている人がいろいろ問題だという中で、そうかなと思うのが、認知症の方と家族の方が中に入っていると、当然と言ってもいいのかなと思うぐらい、いろいろなことが、一言一言がけんかになってしまうとか、気になってしまうというのがあるのかなというのを、両方の意見を聞きながら感じる時があります。やはり少し心配だなと、大丈夫かなというふうに。うちにも毎週のように、こうなんだけどね、物がなくなったんだよって、誰かに取られてしまっ、それが家族の方なんですよね。ああ、そう、それは心配だねって、それは家族に言ってしまうと駄目だと思うから、その辺がやはり、でも、家族の人には、認知症の方は家族の人を責めるわけですよね。だから、本当に物すごい大きなおうちに住んでいるわけではないので、そういう闘いがやはりあるのだろうなというのは実感しているところなのですが。

いろいろな研修会に出させていただいてつくづく感じるのが、やはり地域でみんなが手をつないで助け合っていかなければ、物事がなかなかうまくいかないだろうというのは、本当にこのところ、すごく実感しております、自治会とか社協さんとかでどうあるべきかという、自治会の在り方とか、町内会と民生委員とも協力しないと、民生委員が1人で抱えてしまうととんでもないことになってしまいますし、かといって、それは自治会でと言って放り投げてしまうものでもない、先ほどから出ている、本当に家庭が一番大事なだろうと思うのですが、なかなかそれだけでは済まないこともいっぱいあると思うのですよね。

団塊の世代の子供たちが50、60にかかってくる今、すごいその問題が起きている時期だと。もういろんなものが本当に複雑化しているのは、民生委員だけ、自治会だけ、社協だけじゃなくて、みんなが本当に寄り添うなり手をつないで、具体的にできることを考えていかないといけないのだなというのは今実感しているところで、少しずつ自治会さんともお話ししながら、一歩ずつ前に進めるようにはしているところなのですが、まだまだそこまでは至っていないところですね。そんな感じが本当に皆さんの話を聞いていて、大変だなと思いながら、今日できることを少しずつ。かといって、私の後ろに何十人という民生委員がいるわけですから、その人たちにも負担かけないようにと思いながら、今頑張っているということです。

【稲葉会長】 ありがとうございます。そういった地域での取組や連携が自殺対策にも役立つという視点でお話をいただいたと思います。ありがとうございます。

その他全般を通しまして、委員の皆様から御意見、そのほかございますでしょうか。どうですか。

小林先生、お願いします。

【小林委員】 先ほど桑原委員から大変貴重なお話をいただけて、法律改正に関することで、学校がますます重要なポジションになるということはもう私たちも当然強く感じていますし、これまでもそれはずっとそう思っていました。ここの協議会に上がっているような関係機関、やはり学校を中心としてそれぞれつながるケースは多いかなと思います。私は校長になって3年ですけども、その間、以前に比べてやはりケース会議というものを持つ機会は非常に増えていると思います。それこそ子供本人の課題に関するケース会議も当然ありますけれども、近年多いのは、やはり家族であったり、それこそ、こちらの計画にもありましたけど、子供虐待というようなことも出てきていますよね。そういったことも含めて、やはりほっておいては子供がどういう状況に放置されてしまうか分からないぞというようなことも多々出てきているのは事実です。

ですから、学校としては各機関と今度できたこども家庭センターですね、そういったところもしっかり含めて連携を深めていかなければならないというのは、改めて今回、この法律改正を見て強く思った次第ですし、これまでやってきたことは、当然間違っていないし、さらに充実させていくんだなということを改めて再認識したという感じではございます。

ちょうどもうすぐ夏休みが始まりますけれども、先日、学警連といいまして、学校と警察の連絡協議会がございしますが、学校側からは生徒指導担当が出ておりますけれども、そういった中でも、やはりこの夏休みに向けて子供たちへの声かけですよね。ハイリスクの生徒たち、いっぱいいますので、9月1日をどう迎えるかということですよ。そういったところはもう本当に校長会の中でも取り立てて注意を喚起していこうということは、毎年のように話してきておりますし、多くの学校は多分、今週どこかで職員会議をすると思いますけれども、その中では恐らく、全校、校長は必ず休み中での子供たちへの声かけということ、自殺防止ということですよ。もうはっきりとそこは言っていると思いますけれども、特に長欠の子供たちやなかなか学校に足が向かない子たちへどう声をかけていけるかというところは強調していこうなというのは思っておりますので、こういった場所に来させていただけるようになりましたので、ぜひ皆様からまた様々な情報をいただいて、それは学校として還元していけたらなというふうには今日伺って思いました。

以上です。

【稲葉会長】 どうもありがとうございます。

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。では、議題(3)「その他」、委員の皆様からは以上とさせていただきます。事務局から何かございますか。

	【事務局】 御審議ありがとうございました。 1 件御連絡させていただきます。 次回の会議の開催時期ですが、2 月から 3 月を予定しております。また近くなりましたら、皆様に日程調整をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 以上です。 【稲葉会長】 ありがとうございます。 それでは、本日の議題につきましては以上で終了とさせていただきます。 進行につきまして、事務局にお返しいたします。 【事務局】 稲葉会長、議事進行、お疲れさまでした。 そして、皆様、本日はお忙しい中お集まりいただき、貴重な御意見を頂戴いたしまして感謝申し上げます。今後とも本町の自殺対策計画の推進に御協力をお願いして、閉会の言葉とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。
配付資料	会議次第 寒川町自殺対策計画推進協議会委員名簿 寒川町自殺対策計画推進協議会設置要綱 資料 1 令和 6 年度寒川町自殺対策事業実施状況等 資料 2 令和 7 年度寒川町自殺対策事業計画 資料 3 自殺対策基本法の一部を改正する法律の概要
議事録承認 委員及び 議事録確定 年月日	・ 桑原委員 ・ 伊吹委員 (令和 7 年 8 月 2 1 日確定)